

## 評価基準

笠間市エネルギー構造高度化に向けた調査検討業務に係る公募型プロポーザルにおける各提案者の評価は次の評価点の合計点（150点満点）により決定するものとする。

## 1 業務実績及び企画提案書等の内容による評価点（145点）

| 評価項目             |               | 内容   | 配点   |
|------------------|---------------|--|--|
| ①業務実績等<br>(40点)  | 実務実績<br>(20点) | 野立て及び屋根置き以外（壁面設置や垂直設置等）の太陽光発電設備に関する調査検討業務の実績（※1）はあるか。<br>（8点）※件数で評価<br>※令和5・6年度で実績がある場合は2点加える。 | 5件以上（A）<br>3～4件（B）<br>2件（C）<br>1件（D）<br>0件（E）            |
|                  |               | 気体燃料製造（ガス化、メタン発酵等）によるバイオマス発電設備に関する調査検討業務（※1）の実績はあるか。<br>（8点）※件数で評価<br>※令和5・6年度で実績がある場合は2点加える。  | 5件以上（A）<br>3～4件（B）<br>2件（C）<br>1件（D）<br>0件（E）            |
|                  | 実施体制<br>(20点) | 本業務の実施体制について、管理技術者及び調査技術者の実務経験年数は十分あるか。<br>（10点）<br>※2人の合計年数で評価                                | 20年以上（A）<br>15～19年（B）<br>10～14年（C）<br>5～9年（D）<br>4年以下（E） |
|                  |               | 技術者（※2）の配置人員は十分あるか。<br>（10点）※配置人数で評価   | 6人以上（A）<br>5人（B）<br>4人（C）<br>3人（D）<br>2人以下（E）            |
| ②業務実施計画<br>(20点) |               | 本業務の目的に沿った実施計画が示されており、調査・検討に必要な社会的・技術的動向の把握がなされているか。   | 10   |
|                  |               | 業務別のスケジュールが、詳細かつ適切で、実現可能なものであるか。   | 10   |
| ③企画提案<br>(75点)   |               | 太陽光発電設備・蓄電設備の整備に向けた調査検討について、専門的かつ具体的な方針が示されているか。   | 10   |
|                  |               | バイオマス資源の有効利用に向けた調査検討について、専門的かつ具体的な方針が示されているか。  | 10   |
|                  |               | 笠間焼の作陶工程の脱炭素化に向けた検討について、専門的かつ具体的な方針が示されているか。   | 15   |
|                  |               | 地域住民や関係者への意見聴取や合意形成に関して、有効かつ具体的な方針が示されているか。  | 15   |
|                  |               | エネルギーの地産地消が促されるような、包括的な考え方が示されているか。本市の地場産業の活性化やそれに伴う観光業の基盤強化、雇用の創出など地域ニーズに応じた具体的な提案が示されているか。   | 15   |

|                     |                                       |    |
|---------------------|---------------------------------------|----|
|                     | 有効な追加提案が示されており、専門的かつ具体的な方針が示されているか。   | 10 |
| ④プレゼンテーション<br>(10点) | 資料の表現や説明がわかりやすく、質疑等に対し、的確な回答ができていますか。 | 10 |

※1 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）において受注した業務を指す。

※2 「技術者」とは、管理技術者、照査技術者、担当技術者を指す。

※評価配点（係数）

A：優れている（×1.0） B：やや優れている（×0.8） C：普通（×0.5）  
D：やや劣る（×0.2） E：評価できない（×0.0）

## 2 見積金額による評価点（5点）

| 見積金額           | 配点 |
|----------------|----|
| 委託料限度額の85%未満   | 5点 |
| 委託料限度額の85%～88% | 4点 |
| 委託料限度額の88%～91% | 3点 |
| 委託料限度額の92%～95% | 2点 |
| 委託料限度額の96%～99% | 1点 |
| 委託料限度額と同額      | 0点 |
| 委託料限度額を超えた場合   | 失格 |

※小数点以下は切り捨て

## 3 その他

最高評価点が2者以上ある場合は、見積金額以外の評価点が高い者を受託候補者とする。

ただし、委員の評価点の合計点が満点（出席審査委員数×150点満点）に対し50%未満の場合は、受託候補者として選定しない。